第二十三条中「第五号まで」を「第七号まで」に、「第四号及び第五号」を「第六号及び第七号」に改め、同条第一号中「同意し、並びに」を削り、同条第二号中「第四条第一項の規定による事業計画の認可をし、及び同条第二項」を「第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画について協議し、及び同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号中「第二十五条の三第一項（同条第四項」を「第二十五条の三第二項（同条第七項」に、「規定による事業計画の認可をし、及び同条第三項（同条第四項」を「規定により事業計画について協議し、及び同条第四項（同条第七項」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　法第二十五条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、及び同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること。

第二十三条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、及び同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること。

附則第二項中「第五号まで」を「第七号まで」に、「第四号及び第五号」を「第六号及び第七号」に改める。

別記様式第二表備考2中「第5条第2号」を「第5条の2第2号」に改め、同様式第六表備考2中「第5条第3号」を「第5条の2第3号」に改める。

別記様式第三第二表備考2中「第5条第2号」を「第5条の2第2号」に改め、同様式第六表備考2中「第5条第3号」を「第5条の2第3号」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月八日

国土交通大臣　前田　武志

下水道法施行規則の一部を改正する省令

下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を削る。

第四条の三中「第五条の六第二項」を「第五条の五第二項」に改め、同条を第四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第四条の三　令第五条の八第三号に規定する国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

一　排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

二　人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

イ　令第六条に規定する基準

ロ　大腸菌が検出されないこと。

ハ　濁度が二度以下であること。

三　前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2　前項第二号ロ及びハに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別記様式第一第二表備考2中「第5条の6第1項第3号」を「第5条の5第1項第2号」に改める。

別記様式第二表備考4中「第5条の5第6号ロ」を「第5条の4第2号」に改め、同様式第四表備考2中「第5条の6第2項」を「第5条の5第2項」に改め、同表備考3中「第5条の6第1項第3号」を「第5条の5第1項第2号」に改める。

別記様式第三第二表備考4中「第5条の5第6号ロ」を「第5条の4第2号」に改め、同様式第四表備考3中「第5条の6第2項」を「第5条の5第2項」に改め、同表備考4中「第5条の6第1項第3号」を「第5条の5第1項第2号」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

告　示

○法務省告示第四十三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年二月二十五日から効力を生ずる。

平成二十四年二月八日

法務大臣　小川　敏夫

青森県三戸郡階上町長

北海道浦河郡浦河町長

○法務省告示第四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月八日

法務大臣　小川　敏夫

第二号ロの表パナホーム株式会社の項中「防水施工」を「防水施工、溶接」に改める。

○法務省告示第四十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年二月八日

法務大臣　小川　敏夫

住所　東京都府中市分梅町4丁目23番地3
金容道　昭和53年11月20日生
住所　大阪市平野区長吉出戸2丁目6番24―210号
朴住惠　昭和34年9月1日生
住所　大阪府阪南市黒田618番地10
李智子　昭和57年9月21日生
住所　大阪府岸和田市荒木町2丁目22番5―806号
李孝弘　昭和59年6月8日生
住所　大阪市浪速区恵美須西2丁目5番2号
宋暁靚　昭和56年11月21日生
住所　大阪市淀川区西宮原2丁目5番46―420号
姜美枝　昭和43年2月29日生
住所　大阪市生野区勝山南2丁目2番4号
ピュ・ピュ・ニュン　昭和35年5月26日生
住所　大阪市生野区中川東1丁目10番22号
金暢浩　昭和54年5月29日生
住所　大阪府茨木市総持寺1丁目17番17号
金成愛　昭和25年12月31日生
住所　大阪府茨木市五十鈴町20番13号
曹充代　昭和55年4月26日生
住所　大阪府茨木市五十鈴町20番13号
曹佳子　昭和57年11月4日生
住所　大阪府柏原市本郷2丁目5番31号
劉桂子　昭和61年9月22日生
住所　大阪府八尾市末広町1丁目10番8号
李直美　昭和44年11月2日生
住所　大阪府柏原市堂島町2番17―501号
李慶一　昭和33年9月23日生
住所　福島県西白河郡矢吹町舘沢169番地6
金定順　昭和23年4月10日生
住所　山口県周南市中畷町3番30号
朴昌基　昭和31年11月19日生
李登志子　昭和35年7月31日生
朴斉泰　平成5年11月10日生
住所　東京都新宿区大京町11番地17
朴脩泰　昭和62年3月9日生
住所　東京都豊島区北大塚3丁目10番3―207号
孫博司　昭和52年3月25日生
住所　千葉県柏市高柳1567番地70
金眞美　昭和52年2月27日生
住所　北九州市小倉北区上到津1丁目13番8―103号
金蔵里　昭和42年4月3日生
袁聯　平成6年3月28日生
住所　東京都江戸川区南篠崎町1丁目7番8号
李甄　昭和54年8月25日生
住所　茨城県日立市会瀬町3丁目22番1―306号
アンドリュー・キリンガ・キコンボ　昭和54年11月9日生